

排水路であつて、どんな豪雨であつても基地の機能を維持するためのものであります。福生市民のために実施しなければならぬのは、公共下水道であり基地排水路ではありません。さらに基地排水路の工事ではありません。さらに基地排水路工事を行なうためには国庫補助金だけでなく福生市民の貴重な財源である一般財源から四十六年度では二百二十四万九千円、四十七年度は二百八十五万五千円を支払ふなければならず、金面的に基地に奉仕する事業であり認めなければなりません。新しく財源を確保することについては今年度も道路占有料等も当然徴収すべきことが行なわれておらず、積極的な財源確保の努力がありません。

又此においては大きな問題があります。その主なものとあ
 げますと、まず第一に議会費でありますが議長の文際費百
 万内は当然減額すべきであります。各種会議贈費五十万八
 千円などは主に議員と理事者の食事代であり、これは当然節約さ
 へるべきものであります。又議会議員野球大会負担金一万五千
 円などは論外であり、このようなものにまで市民の税金を使用すること

は許さるゝものではないとあります。総務費におよそは市長の交際費百七十万円は当然、減額されるものがあり、海外費として計上されてゐる七十万円は、同米親善に治安関係贈十万円、基地関係贈十万円等、その七十万円の多くが基地関係の会議に使われており、その使いみちとぎわめて市民の利益とはかけはなれた存在であり、必要ないものである。従生費におよそは公害対策費二百十万円、二十四万円ですが、これは東京都より二百七十万円の業務委託金を受けながら、実際の使いみちは七十万円が人件費に使用してしまい、残りの二百万円と市の財源からわずかに七十四万円とその他の財源三万円、三百十万円となっております。これは施政方針演説で騒音の除去について努力していく決意であると表明しても、ほんらう正とうな裏付けがないものがあるばかりでなく、東京都の公害対策も後退させる予算であります。土木費については横国基金、地周辺排水路工事是一般財源をもち出して基地に奉仕する工事であることは先に述べたとおりであります。土地区画整理費の加美平事業分四千万円は加美平地区の区画整理事業の経過からみて、地区住民との十分な話し合いをもちうして納得をしておらう。たうと支出すべき

きであり、現在のようにな訴訟が起こされておるにあらう。そのようなことを無視して強行し支拂ふことは反対であります。教育費について体育館建設を含めると総額五億二千二百九十五万二千四百円ですが、体育館建設を除けば二億八千九百四十五万三千四百円であり四十六年度より二千四百四十七万四千円も減額になります。さらに内容を検討してみれば例えば小学校の指導上必要な諸経費、つまり教育振興費は四十六年度当初予算は児童一人当り四千八百円、四十七年度当初予算では四千四百四十円とわずか九%しか伸びておらず、物価の上昇を考へるならばむしろ後退してゐるといわざるを得ません。社会教育費では人件費を除けばまったく増額されておらず、特に福祉会館の図書室の図書購入代五十万四千四百円と変化がなく今年も七百冊程度の図書の購入しかできません。福祉会館の図書室は受験生になると多くの中学生、高校生が入室ができませんほど利用しており、十分学習の参考となる図書室とするには年額五十万円程度の予算ではどうにもなるものではありません。



各項目について問題となるのは賄費と交際費であります。

賄費の総合計で五百四十八万五千四百円、交際費では市長の百七十四円、議長の百十四円、教育委員長は二十万四千円、小中学校長の四十万四千円、その他のものと合計すると三百四十八万四千円にものほりです。賄費五百四十八万四千円、交際費三百四十八万四千円合計して八百九十八万五千四百円は市民の貴重な税金であり一銭もむだに使うことは許されません。私はこれらの多くのものは節約することからできると考へ強く減額を要求するものであります。

最後に多くの市民の要求である図書館の建設については四十七年度当初予算に用地購入費が計上されておらず、そのため既に敷地を買った一月早く市民に約束したことをわづか二カ月で取り消しを行ない予算のつじつまを合せるすまことに四万市民を無視した市民不在の予算であり、私は以上いくつかの述べた点から四十七年度福生市一般会計予算について反対するものであります。

○議長(末次性男君) 次に賛成者、十二番森田秀雄君

（十二番 森田秀雄君 登壇）

○十二番（森田秀雄君） 松山議員からたゞいま議題となつてゐる議案オ十八号に対して反対討論が行なわれまいしたか、私は次の理由から本案に対して賛成討論を行ないます。

すなはち本予算案は各常任委員長報告とあり各委員会において慎重に検討され、審査され、その賛成多数及び金員一致で可決すべきものとしてあります。松山議員のいう冗費節約の点については私が先ほど申しあげましたとおり理事者としても姿勢を正してこれにあたるということとしてあります。又之際貴員、賄賂等については総務委員会も現在発展途上にある福生市にしてみればまだこれではたりないのではないかという意見も出たとおり、福生市のこの点においては当議会としても発展途上にある以上未だ多くであろうし出かけることも多いと思ひます。その節には理事者としておそろしく節約面については十分検討する意思があるように思ひます。よって私は本案に対しては各委員長報告とあり原

案を可決すべきものと賛成するものであります。

以上本案に対する賛成討論といたします。

○議長（末次性男君） 以上で討論を終ります。

これより本案について起立により採決いたします。

議案オ十八号昭和四十七年度福生市一般会計予算案について各委員長報告とあり原案可決とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（末次性男君） 起立三十一名、多数であります。よって

議案オ十八号昭和四十七年度福生市一般会計予算案は委員会報告とあり原案可決と決定いたしました。

○十七番（関米吉君） この際動議を提出いたします。

暫時休憩を願ひます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 暫時休憩をいたします。

午後一時十三分 休憩

午後一時三十四分 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第六議案第十九号 昭和四十七年度福生市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本件については厚生委員会に審査を付託してありますので委員長から報告願います。 厚生委員長 関 米吉君

（厚生委員長 関 米吉君登壇）

○厚生委員長（関 米吉君） 指名をいたしましたので審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読） 省略別添参照

当委員会の審議の内容についてその概略を補足して説明をさせていただきます。

まず担当の市民課長より本予算案の内容について説明を求めたので申し上げますが、その内容は次のとおりであります。

本年度予算案は入支おおよそ二億一千八十六万八千円と定めておられますが、入において保険料は所得割はつきりなため仮算定をして七千五百三十六万四千円、国庫支払金は過年度の精算分を含めて事務費負担金として七百十一万二千円、療養給付負担金として前年度より二七%アップの一億五千八百八十四円と前年度精算分として四百五十一万一千四百円の合計一億四千六百七十五万三千円、国庫補助金としては三百十件分の助産費補助金と百五十四万七千円の調整交付金を合わせた二百五十八万四千円、その他都府支払金として事務費、給付費、助産費、葬祭費等の補助金と老人医療費助成にともなう保険者負担増にかゝる補助金及び区部との保険料格差是正のための調整補助金等を合せて一千十三万七千四百円、一般会計からの繰入金とは昨年より百万円増の四百万円、その他前年度繰越金として二百万円が大きなものであります。

支出におきましては人件費、需用費、一般管理費が一千万八千六百五十四円、運営協議会費及び連合会負担金等が合せて六千四百万円、徴収費では婦人会及び委託人に支払う保険料徴収報酬金二百

四十九万四千円を主とした二百七十九万七千円であります。保険給付費は本会計の主たるものであります。そのうちの療養給付費は前年度より十四、八%アップの一億八千九百四十三万二千円を計上いたしました。

なお本年度は保険施設費を新たに設け、被保険者の健康保持増進をはかるため保養所的な指定旅館を設けその利用者に一定額の補助を出すため二十三万五千円を計上した。日の説明が行なわれました。

こいに対し各委員より審査手数料の内容、保険施設の運営方針、保険料徴収報償金について、こいの煩悩に対し市民課長より、一、審査手数料は都の国保連合会に審査を委託してゐるが、その手数料は、医療機関からの請求書が一件五円四十五銭、支払審査料が一件四円三十銭で本年度は過去の実績を勘案して六万三千三百六十件分を計上した。二、保険施設についての細部は、本予算成立後早急に運営協議会を用いて定めたいが被保険者年一回指定施設を利用した場合大人千円、子供五百円ぐらいの補助を出したい。

と思つてゐる。三、保険料徴収報償金については婦人会が全被保険者の五十八%を扱っており報償は徴収総額に対し百分の四、令書一枚一円のわりで出してあり、報償額は徴収する一世帯当り九百円ぐらいとなる。

委託人の扱いは全体の二、六%でこいに対する報償金は徴収する一世帯あたりおおむね三百円程度で、婦人会の方が多いが婦人会は国保だけでなく福祉関係の補助募金等とお願ひしてゐるので従来からこのようになつてゐる。

なおこのような制度で行なつてゐるのは近辺では当市と青梅市だけで、その他は保険料ということではなく保険税としてゐるので納税組合等が徴収してゐる所が多い。——等の答弁がありました。

ついで採決の結果全員なく原案とおり可決すべきものと決定した。次でこいをします。何とぞ当委員会の決定とお願ひします。決あらんことをお願ひし、補足説明といたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長長の審査報告は終了しました。こいより委員長報告に対する煩悩を行ないます。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（末次性男君） 以上、傾聴を終ります。

○四番（田村市郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっており、議案第十九号については討論を省略し、委員会の報告とあり決定されんことを望みます。

「賛成」と呼ぶ者あり」

○議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま田村市郎君から

所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会審査報告とあり可決したい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに、異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（末次性男君） 異議なしと認めます。よって、議案第十九号

昭和四十七年度福生市国民健康保険特別会計予算は、委員会審査報告とあり可決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第七、議案第二十号、昭和四十七年度福生市公益

傾聴会計予算を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

（厚生委員長 関 米吉君 登壇）

○厚生委員長（関 米吉君） 指名をいただきました審査報告を申しあげます。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

本予算案の審議の内容について、補足説明をいたします。

まず、福祉事務所より次のとおり説明がありました。

この公益傾聴会計の基金は、本議会第三回目に於いて四月から七百万円とされることに議決されており、本予算案におきましては、今までの基金六百万円を三回転と見込み、事業収入といたしましては、貸付金収入を二百万円とし、流失物処分金は過去の実績を勘案し五万二千円、流失物の処分は四十八年度には三回処分して、繰入金に於いては人件費の高と、等からこれを一般会計から補充するための三十万円、その他前年度からの繰越金五万四千

諸収入が八千円を計上し、支出の合計は二百四十一万円となつてゐる。
又支出においては常駐職員一名分の人件費や賃屋運送のため
の経費十三万八千円、その他負担金等の一般管理費二百三十七万八
千円、予備費が三万二千円、合計二百四十一万円という予算とな
つております。

なお、益賃屋の利用状況は、四十三年四月から今年二月までに七
百七十四口、うち新規利用者は二百四件で、そのうち市内利用者が
七四%、秋多町九%、羽村町八%、瑞穂町二%、その他となつて
おり、又貸主額の最高は七万円が一人、ついで五万円が三人という状
況であります。——との説明がありました。

以上の説明に対し各委員から、一、回転資金六百万円の三回転
としても新年度以降からは基金が七百万円となり、回転数からすると
差が出てくるが、この点はどう考えてゐるか、流失物処分はどのよう
にやつてゐるか、——等の質疑があり、これに対し福祉事務所長より、
一、資金の回転については安全係数をみて三回転としてゐるが、
最終的には三、四から三、五回転を見込んでゐる。



なお四十五年度から基金五百万円が三、六七回転であつた。
流失物処分は武道館で業者を集めて行なつており、先ほど申
しあげましたとおり四十六年度では三回行なつてゐる。——等の
答弁があり、ついで採決を行ないましたところ、全員一致で本予算案
は原案を可決すべきものと決定した次でありました。
何とぞ委員会報告とあり、ご可決あらんことをお願いいたしまして
補足説明といたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長への審査報告は終了しました。
これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

○四番（田村市郎君） この際動議を提出いたします。

ただし、議題となつております議案第二十号については討論を
省略し、委員会報告とあり決定されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） おはかりいたします。ただし、田村市郎君

より所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員長報告
とおり不決したい旨の動議が提出されましたが、本動議のお
り決するに、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 異議なしと認めます。よって議案第二十二号
昭和四十七年度福生市公営賃貸住宅会計予算は、委員会審査報告に
おり不決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第八議案、第二十一号昭和四十七年度福生市
福生都市計画、福生土地区更整理事業会計予算を議題といた
します。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、
委員長から報告願います。建設委員長伊東忠次郎君。

(建設委員長伊東忠次郎君登壇)

○建設委員長(伊東忠次郎君) 指名がございましたので審査報告を
させていただきます。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

本案審査について補足説明を申しあげます。

まず担当課長から説明を求め、オ入オ出をい一億一千六百

六十八万円の予算について、オ入の保留地処分金六千四百五十万円は

加美平分の保留地処分金七件一千四百五十万円、多摩河原分は住

宅公団に売却する五億七千五百七十五万七千円から予納金、利子、

立替金を差引いた五千四万円を計上した。一般会計からの繰入金と

して加美平分四千万円、多摩河原分一千万円の繰入金である。

お年度からの繰入金として百万円、預金利子十万円、雑入としては

武蔵野分換地精算徴収金として最終の昭和五十年四月に終了する

昭和四十七年度分とし、五月、十月に入る三十一名分百八万円

支出、一般管理費、職員の人件費が二十四万九千円のお年度比減
は職員の移動によるものである。加美平地区事業費は審議会委員

員の報酬五回分、評価員三回分、旅費、公社立替分の一千万

円、二、二、七号の立体交差にともなう家屋二十棟、立木、農作物

水道施設等の移転補償費四千四百万円、多摩河原地区事業費

は審議会委員報酬七回分、評価委員報酬三回分、施行済の
か所の管理作業員貸金、公社立替分の事業委託料八百万円
施行済か所補修工事、補修用資材、補償料として家屋十棟、
之木、農作物、水道施設等の四千八百万円ありある。換地精算
文は金の武蔵野を換地精算交付金百八万円は出入の徴収金に付す
る交付金である。予備費として九十九万七千円を計上した。――
との説明があった。

質疑に入りまして、多分还原はそう問題なく進んでくるが、加美平
の見通しについて、加美平の問題となるのは二、二、一とそれに関連して
おせおせ若干延長がある。二、二、七の本年予定した方が病気になるた
ため完治になつたら返事により近々のうちに手をつけたい。これから九棟
についてはさほど問題はないと思う。二、二、一については現在のところ
裁判という問題があるが、裁判と切りはなして考えたい進めていきたい。
現実的には個人的な条件を権利者から出してもらう範囲内で
具体的交渉に入っていくことも考えられる。ひとりごと承諾をいただ
くということがこれから大きな力になると考えている。時代のすうち

として裁判が長いけば市に不利になるのではなからうか、市の最低
条件を出して話し合えないか、――今まだ進んできた区画整理には
大多数権利者との問題がありこれらの場に入った上でことに当らなけ
いばならない。具体的に提示できる材料をもち合せていないのとおりあ
えず関係者の要望を聞いてそれによって対応していきたい。裁判の遅
いは現在の世相から施行者に不利になるかも知れないが民事裁判であ
るので時間を要し、いかんとしてもたいの裁判と切りはなして今後を
進めていきたい。多分还原については仮換地指定以後はそれの人に管理
していただく、知らない人に対しては草を刈るよう文書目録をおし
管理を徹底するようにしたい。――等の質疑ののち当委員
会としては全員一致で原案を可決すべきものと決定した次第で
あります。

何とぞ審議のうえにお決下さるようお願いいたしますとして報告
といたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長への審査報告は終了しました。
これより委員長報告に対する質疑を行ないません。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上、質疑を終ります。

討論の通告がありますので、これより討論を行ないます。

討論については、会議規則第五十二条の規定にしたがい、最初に反対者から願います。 反対者、十番、松山清君

(十番、松山清君、登壇)

○十番(松山清君) 私は昭和四十七年、愛媛県宇布市福生町計画、福生土地区画整理事業会計予算について、反対討論をいたします。私はこの事業会計予算一億一千六百六十八万円のうち、特に加美平事業費五千二百十九万六千四百の大きな問題は、この地区の事業に対しては当初より、理事者が地区住民の意見を無視した計画により、市住民の反対にあっております。しかし、理事者は住民の声を耳をかくすことせず、事業を進めてきております。事業内容と地区住民の纏のび等を無視した、なかば強制的な事業になっており、このような理事者の不当な事業に対して、地区住民より訴訟が起ったことは、当然の結果であります。

しかし、理事者は住民に対して反省の色を示すどころか、裁判と事業施行は切りはなしていくという方針を立てることは、言語同断であります。又、地区住民に対して、理事者が誠意をみせて話し合っているか、ときどき答弁をされておりますか。事實はそうした話し合いにいくところか、地区住民が市役所に理事者側と話し合いにいくところか、話し合えないところか、真実であります。

私はこのように聞いております。このように徹頭徹尾、地区住民を無視した理事者の態度は、必ずや裁判において、又多くの市民から糾弾されるだろうと思っております。

本年度予算においても、建物及び農作物等の補償費として四千百万円を計上しておりますが、このような金額は二十戸にのぼる家屋の移動補償を十分償うことができないのではありませんし、又理事者の答弁、これは強制施行も考えているような点があります。私は現時点においては、理事者は地区住民との話し合いも十分し、反省すべきであると考えます。

以上のような区画整理事業の経過と理事者の態度、又、なかばお金で事業を強行しようとする今年度区画整理事業会計予算に、私は反対